

令和6年奥能登豪雨で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金 第二次配分のお知らせ

令和6年9月に発生した奥能登豪雨により被災された方に対して、県内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

※義援金は、石川県、能登町、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年奥能登豪雨により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

被害区分		対象	申請できる方	配分金額		
				計	県	能登町
人的被害	死者・行方不明者	今回の豪雨により、死亡された方のご遺族	災害弔慰金受給者	310万円 /人	一次180万円 二次 80万円	50万円
	精神または身体に著しい障害を受けた方	今回の豪雨により、精神または身体に著しい障害を受け、災害障害見舞金が支給された方	災害障害見舞金受給者	155万円 /人	一次 90万円 二次 40万円	25万円
	重傷者	今回の豪雨により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の2次被害は対象外	負傷した本人	20万円 /人	10万円	10万円
住家被害	全壊	罹災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※被災者生活再建支援制度において「解体世帯」または「長期避難世帯」と認められた場合を含む	住居に居住していた世帯主	310万円 /世帯	一次180万円 二次 80万円	50万円
	大規模半壊	罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		230万円 /世帯	一次135万円 二次 60万円	35万円
	中規模半壊	罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		155万円 /世帯	一次 90万円 二次 40万円	25万円
	半壊	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		80万円 /世帯	一次 45万円 二次 20万円	15万円
	準半壊	罹災証明書で「準半壊」と認定された世帯		65万円 /世帯	一次 35万円 二次 20万円	10万円
	一部損壊	床上浸水		26万円 /世帯	一次 10万円 二次 6万円	10万円
		床下浸水・その他		13万円 /世帯	一次 5万円 二次 3万円	5万円

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

※「豪雨及び地震」の罹災証明をお持ちの方は、すでに支給されている地震の義援金との差額を支給します。

<裏面に続く>

2. 申請時に必要な書類

※被災者生活再建支援金の申請(全壊、大規模半壊、解体世帯、長期避難世帯)を行った場合は、義援金の申請を行う必要はありません。

①令和6年奥能登豪雨災害義援金配分申請書

②添付書類

【重傷者】

☐医師の診断書の写し(令和6年奥能登豪雨により負傷し、1か月以上の治療を要することの記載)

※発行にかかる費用は個人負担となります。

【住家被害】

☐罹災証明書の写し

☐被害を受けた住所に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類
(世帯主名義の水道・電気等の公共料金明細等)

☐「解体世帯」として申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

③通帳またはキャッシュカードの写し

・振込先の金融機関名(コード)、支店名(番号)、口座番号・口座名義(フリガナ表記)がわかるページをコピーしてください。

・申請者(世帯主)と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状の記入が必要です。

3. 申請方法

(1)オンライン「申請用 QR コード」から申請してください。

※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯主本人の申請、口座名義の場合」に限ります。

(2)窓口 場所:能登町役場 3 階 総務課 危機管理室

時間:平日 午前8時30分～午後5時15分

(3)郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先:〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 総務課 危機管理室 あて



申請用 QR コード

4. 注意事項

- ・今後追加配分がある場合は、同じ口座に振り込みます。(再度の申請は不要です。)
- ・義援金が支給される前に世帯の全員が亡くなられた場合、義援金は支給されません。

5. 問い合わせ先

(1)配分、申請手続きに関すること

能登町役場 総務課 危機管理室

電話:0768-62-8533

(2)配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話:076-225-1412